

第3章

計画の基本的な考え方

1

基本理念

本計画は、「こども基本法」に定める「市町村こども計画」として、こども大綱を踏まえ、本町におけるこども・若者・家庭への総合的な支援を含む計画として策定するものです。

また、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策行動計画」、「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困解消計画」、「母子保健計画」、「自立促進計画」としての位置づけも担う計画として策定します。

基

本

理

念

こども・若者が自分らしく健やかに育ち、
みんなで子育てするまち 箱根

こども・若者の意見聴取や意見表明について

こども・若者は、生まれながらにして権利の主体です。多様な人格を持った「個」として尊重し、社会や箱根町の現状を学び、将来について考えることができるきっかけをつくるとともに、その年齢・発達に応じて様々な形で自らの意見を表明することができる機会の確保に努めていきます。

2

基本的な視点

箱根町第2次子ども・子育て支援事業計画においては、「すべての子どもの視点」「すべての子育て家庭の視点」「次世代の親づくりの視点」「地域で子どもを育てていく視点」「結婚・妊娠・出産・育児・育成まで、切れ目のない支援の視点」の5つの視点に基づき、施策を展開してきました。本計画はこども計画となることから、こども大綱等の指針等を踏まえ、以下の6つの視点に立って、施策を展開していきます。

こどもまんなかの視点

1

こどもまんなかの考えのもと、すべてのこども・若者が個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、すべてのこども・若者の健やかな成長・発達・自立が保障されるような取組や支援を推進します。また、こども・若者が意見の表明や活動に参画できる機会を創出することで、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるような取組や支援を行うという視点に立ち、施策を展開します。

すべての子育て当事者の視点

2

子育て当事者の状況は、核家族や2世帯同居等家庭環境の影響、家族の就労状況によっても様々な影響を受けます。働き方の変化により産休や育休等の休暇が以前よりは取得しやすくなりましたが、難しい状況の子育て当事者もいます。すべての子育て当事者がこどもの成長に喜びを見出せるよう、子育て当事者の視点に立ち、施策を展開します。

次世代の親づくりの視点

3

こども・若者は「次世代の親」である認識を持ち、親子の関係性を深めていくことが必要です。こども・若者自身が将来親の立場になった際に、こどものころの経験や体験、記憶が自立した家庭を築く上で指標となるものと考えます。健やかに、豊かな人間性を持つ大人、次の世代の親を育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

地域でこども・若者を育てていく視点

4

地域のこども・若者の成長には、学校での学習のほかに、地域社会の中で大人や様々な年齢の友人と交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねることが重要です。また、男女がともに子育てに積極的に取り組めるように、職場においても勤務形態の柔軟化等を行い、子育て当事者を支援していくことが必要です。地域全体でこども・若者を育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

困難を抱えるこども・若者への支援の視点

5

こども・若者の将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、行政はもとより、家庭・学校・地域が一体となって、社会生活を営む上で困難を抱えるこども・若者の社会的な自立に向けた支援を進めていくことが必要です。また、ヤングケアラーや不登校、ひきこもり等、個々のケースが抱える背景・課題が複雑化する中、早期に把握し、行政のほか、教育・医療・司法等の関係機関などと連携することが必要です。課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等を考えつつ、困難を抱えるこども・若者の視点に立ち、施策を展開します。

出会い・結婚・妊娠・出産・育児・育成まで、切れ目のない支援の視点

6

「少子化対策」に取り組み、出会いから結婚、妊娠・出産、育児、次代の育成と、切れ目なく支援を行うとともに、各年代で抱える課題の解決への支援も行うという視点に立ち、施策を展開します。また、「こども家庭センター」を活用し、子育て当事者の相談・支援体制を充実させます。

3

基本目標

「こどもまんなか」の視点を軸として、基本理念である「こども・若者が自分らしく健やかに育ち、みんなで子育てするまち 箱根」を実現していくために、本計画においては、以下を基本目標として設定します。

基本目標1 結婚・家庭生活への支援の充実

- ・結婚を希望する若者に出会いの場の提供や結婚につながる支援の提供を行います。
- ・若者の町内での就職を支援するために、説明会等の機会の提供やハローワークを通じた情報提供を充実します。
- ・ワーク・ライフ・バランスや働き方の改善、男性の育児への参加についての啓発を行い、仕事と子育ての両立や男女共同参画の意識の高揚を推進します。

基本目標2 出産・妊娠期に対する健康の確保・増進と支援の充実

- ・各種健康診査等を通じて、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援を図ります。
- ・産後ケアを充実させ、母親の負担軽減を図り、心身の回復を図ります。
- ・妊娠届出時から低年齢期にかけての伴走型支援の充実を図ります。
- ・園や学校等の関係機関と連携し、地産地消をはじめとした食育を推進します。
- ・学校や専門職、関係機関と連携し、思春期保健対策の充実を図ります。

基本目標3 子育て環境の整備

- ・こども家庭センターを中心に相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援を行います。
- ・専門職による相談支援体制の充実や多種多様な養育支援体制を充実させます。
- ・子育てシェアタウン推進事業等様々なイベントを開催し、機会創出の充実を図ります。
- ・医療費の助成、通学費補助、幼児教育・保育の無償化等の経済的支援により、子育て当事者の経済的負担の軽減を図ります。
- ・放課後児童対策ではこどもたちの適切な遊び・生活の場の充実を図ります。

基本目標4

こどもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・ 思春期教育や乳幼児とふれあう機会等を通じて、次世代の親の育成を図ります。
- ・ 研修を行い教育内容や方法の充実を図りつつ、教職員の資質向上を図ります。
- ・ 住民参画の学校づくりや学校公開等を通じて、開かれた学校を目指します。
- ・ 子育てに関する情報提供や家庭教育講座等の学習機会の提供により、家庭での教育力の向上を図ります。
- ・ 地域との連携やイベント、地域資源の活用を通じて、地域の教育力の向上を図ります。
- ・ 関係団体との連携や消費生活教育を通じて、健全育成の環境づくりを推進します。

基本目標5

支援が必要なこども・若者への対応などきめ細かな取組の推進

- ・ こども家庭センターを中心に、児童虐待防止の情報発信や啓発活動を推進します。
- ・ 就業支援や生活支援サービスを充実させ、ひとり親家庭に対する支援を推進します。
- ・ 専門家や関係機関との連携を通じて、早期発見・対応を行い、適切な支援につなげます。
- ・ 様々な困難を抱えるこども・若者に対して、相談体制の整備や情報提供を行い支援につなげます。

基本目標6

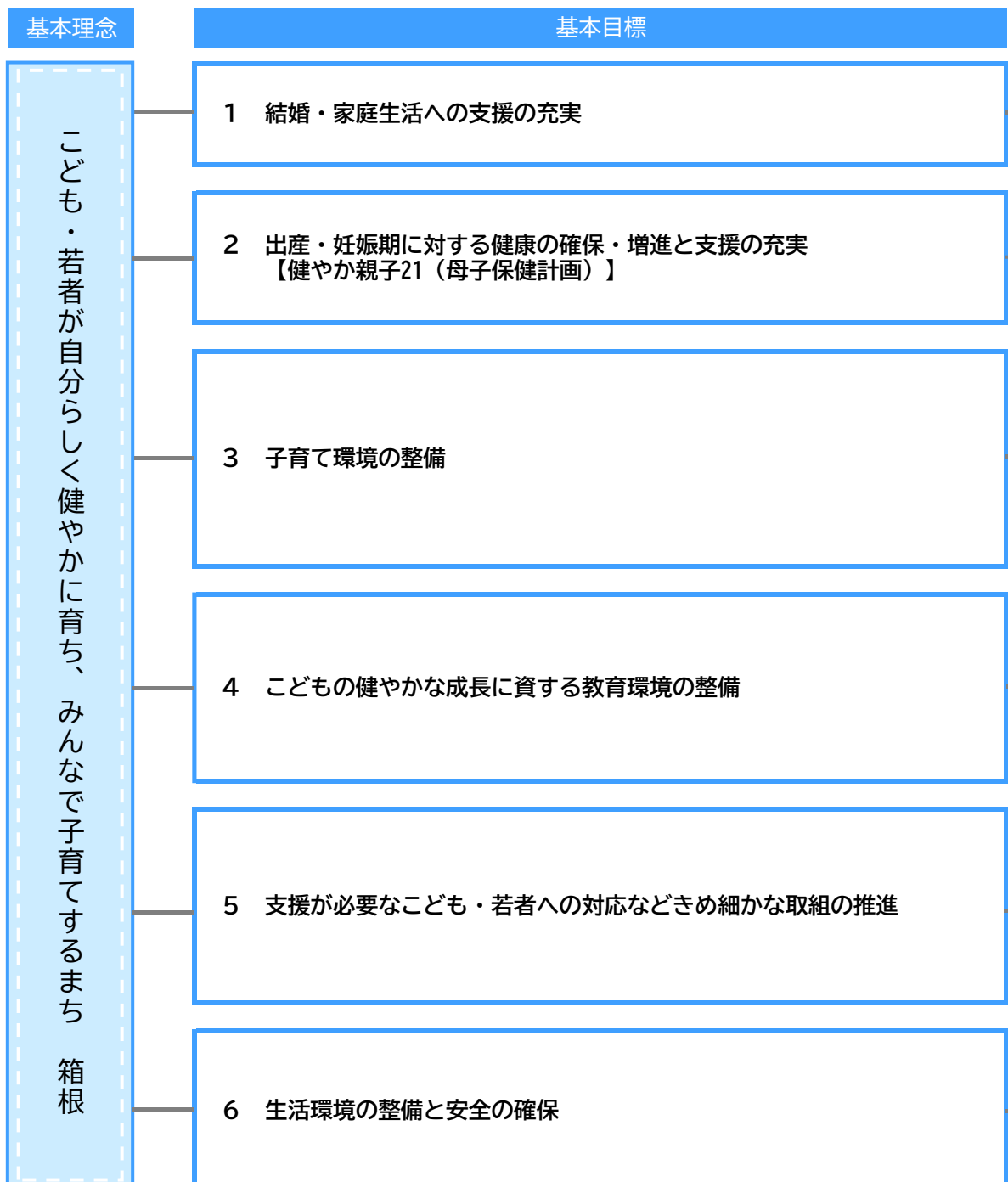
生活環境の整備と安全の確保

- ・ 子育てしやすい住宅の整備を通じて、支援を充実させます。
- ・ 地域住民の要望を踏まえながら、安全な道路環境を整備します。
- ・ 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を通じて、子育て環境の向上を図ります。
- ・ 交通安全教育等を通じて、地域における交通安全を推進します。
- ・ 警察や地域、関係機関と連携し、地域の防犯活動を充実させます。

4

施策の体系

本計画の施策体系



施 策

- 1－1 出会い・結婚支援の充実
- 1－2 若者の自立を促す支援の充実
- 1－3 仕事と家庭生活の両立の推進

- 2－1 母子の健康の促進
- 2－2 食育の推進
- 2－3 思春期保健対策の充実
- 2－4 小児医療の充実

- 3－1 子育て相談・支援体制の充実
- 3－2 家庭におけるこどもの養育支援
- 3－3 親子や多世代の交流の促進
- 3－4 出産・育児の相談、学習機会の充実
- 3－5 経済的支援の充実
- 3－6 幼児期の教育・保育・子育て支援の充実
- 3－7 放課後児童対策の充実

- 4－1 次世代の親の育成
- 4－2 学校教育の充実
- 4－3 学校教育環境の充実
- 4－4 家庭の教育力の向上
- 4－5 地域の教育力の向上
- 4－6 健全育成の環境づくり

- 5－1 児童虐待防止対策の推進
- 5－2 ひとり親家庭の支援の充実
【自立促進計画】
- 5－3 障がい児等の発達支援の充実
- 5－4 その他保護を必要とするこども、困難を抱える若者への対策の充実
【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく施策】

- 6－1 子育てしやすい住環境づくり
- 6－2 安全な道路環境の整備
- 6－3 子育てにやさしい町の環境の整備
- 6－4 交通安全活動の推進
- 6－5 防犯活動の推進

第4章

基本目標ごとの取組

基本目標

1

結婚・家庭生活への支援の充実



1-1 出会い・結婚支援の充実

出会い・結婚支援の充実にあたっては、若者の出会いや結婚の希望がかなえられるような取組を行います。

また、若者が結婚しやすい環境を整え、結婚を希望している若者に出会いの場を提供し、婚姻数の増加に取り組むことで将来の箱根町の人口の増加や出生数の増加を目指しています。

主要課題

- ・若者を対象としたニーズ調査における独身でいる理由では、「適当な相手にまだめぐり会わないから」が40.7%と最も多く、次いで「異性と出会うきっかけがないから」が37.0%となっており、若者の出会いの支援を充実させることが若者の結婚において重要であることがわかります。

基本方針

- 県の結婚支援事業を活用するなど、結婚を希望する若者に出会いの機会を提供します。
- 町の人口増加及び定住促進により活力あるまちづくりを推進するため、箱根町内に住宅を取得した若者世帯に取得費の一部を補助します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
出会いの場の提供、結婚につながる支援の提供	結婚しやすい環境を整えるための経済的支援や出会いの場の提供に努めます。	企画課
県のプロジェクトとの連携推進	県の「恋カナ！プロジェクト」と連携し、結婚支援に取り組みます。	企画課

1-2 若者の自立を促す支援の充実

若者の自立を促す支援の充実にあたっては、関係機関と連携した就業支援の展開と、若者とその家族に対する相談支援体制の整備推進を図っています。

主要課題

- ・若者を対象としたニーズ調査における理想的なこどもの人数を持つ際の問題となる理由では、「経済的負担が大きいから」、「体力的な負担が大きいから」、「精神的な負担が大きいから」が上位となっており、若者が感じる負担を軽減し、生活の安定や自立を支援することが求められています。

基本方針

- 町内出身の若者の地元への就職を支援するために関係機関と連携し説明会等の機会の提供に取り組みます。
- 町内で就業ができるように、箱根DMOやハローワーク等と連携し情報発信や支援に取り組みます。
- 若者やその家族に対する相談支援を関係機関と連携し取り組みます。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
就業支援	町内での就職を希望している若者への就職の情報提供や説明会等の機会の提供を行います。	観光課
悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援	若者本人や家族が抱える悩みについて、行政や関係機関と連携して相談支援に取り組みます。	生涯学習課

1-3 仕事と家庭生活の両立の推進

仕事と家庭生活の両立の推進にあたっては、町民や企業への啓発を行い、男女平等の視点を示しながらワーク・ライフ・バランスを推進します。

主要課題

- ・男女共同参画啓発紙や講演会を通じてワーク・ライフ・バランスや各種制度等、時流に合った情報提供・啓発を行っていますが、より多くの町内企業に参加してもらう必要があります。
- ・男女共同参画に関する講演会等の内容の充実を図るとともに、参加者を増加させるための方法についても検討する必要があります。
- ・未就学児童を対象としたニーズ調査における母親の就労状況では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.5%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が23.2%となっており、就労と子育てを両立する支援を行っていく必要があります。

基本方針

- 事業所にて男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、子育て支援に関する周知・啓発を行います。
- 男性向けの子育て参画を促すイベントや講座の周知、働きたい女性への情報提供等男性と女性の仕事と家庭生活の両立支援を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
事業所における子育て支援の促進	町民や企業への啓発を通じて、ワーク・ライフ・バランスや男女平等の視点に立った雇用環境の整備に努めます。	観光課
	企業との連携の強化及び各種表彰制度等を活用し、企業における子育て支援環境の促進に努めます。	観光課

事業名等	内容	担当課
子育てへの男性の参画・ 家庭と仕事の両立環境の 促進	はこね男女共同参画推進プランに基づき、子育てへの男女共同参画につながる施策を展開します。	町民課
	男女共同参画に関する講演会等の内容の充実を図るとともに、参加者を増加させるための方法についても検討します。	町民課
	認定こども園、保育所、幼稚園では、行事等に父親の参加を促し、こどもとのふれあいや子育てする楽しみを伝え、子育ての意識の高揚を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	妊娠期に出産や育児に関する教室や講座を開催し、男性の育児への参加を促し、子育てを共有、協力する意識の醸成を図ります。	子育て支援課
	プレママ・パパ（出産育児）教室や家庭教育講座の推進とワーク・ライフ・バランスの啓発を行い、意識の醸成を図ります。	子育て支援課 町民課
地域活動への男女の参画 促進	はこね男女共同参画推進プランにより、地域活動への男女共同参画の意識づくりを図ります。	町民課
働きたい女性への支援	町内での就労を希望している女性への情報提供を行います。また箱根DMOと連携し、町内事業所において子育て中の女性が働きやすい時間帯や短時間シフトの仕事を紹介します。	観光課

基本目標

2

出産・妊娠期に対する健康の確保・増進と 支援の充実【健やか親子21（母子保健計画）】



2-1 母子の健康の促進

母子の健康の促進にあたっては、妊婦・乳幼児健康診査をはじめとした各種健康診査や訪問指導を実施しており、そこからハイリスクケースや支援が必要な家庭を把握し適切な支援につなげています。

また、専門家を派遣し、産後間もない母親の育児や家事等のサポートを行い、母親の育児能力の向上や心身の回復等を図っています。

そのほか、乳幼児の事故予防の啓発や不妊・不育への支援を図っています。

主要課題

- ・各種健康診査の受診率の向上を、継続して図る必要があります。
- ・各種健康診査や訪問指導等を通じて、妊産婦や子育て世代の状況を把握し、適切な支援につなげていくことが重要です。

基本方針

- 各種健康診査等の周知啓発を継続し、受診率の向上を図ります。
- 各種健康診査等を通じて、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援を行います。
- 訪問事業や各種イベントを通じて、妊産婦に対する出産・子育てに関する知識の普及に努めます。
- 不妊・不育に悩む方に対する助成事業や支援事業等の情報提供や経済的支援を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
妊婦・乳幼児健康診査	妊婦・乳幼児健康診査の受診を勧奨し、未受診者については的確に把握し、文書・電話・訪問を行い受診につなげます。	子育て支援課
	ハイリスク妊婦や発達の遅れが見られるこども等を早期に発見し、適切な支援を行います。 乳幼児健診未受診児で虐待の危険が高いハイリスクケースについては関係機関と情報共有を行い、適切な支援につなげます。	

事業名等	内容	担当課
妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦や乳幼児へ適切な時期に訪問指導を行い、妊産婦、乳幼児の健康増進と、子育ての悩みごとへの対応を図ります。	子育て支援課
妊婦・乳幼児歯科健康診査	妊婦歯科健康診査費用の助成制度を周知し、妊婦歯科健康診査の受診促進や早期からの歯周疾患予防、う蝕予防を図ります。	子育て支援課
	10か月児健康診査での歯科指導後、1歳6か月から3歳6か月まで、6か月ごとに歯科健康診査を実施し、乳幼児期のう蝕予防を促進します。	子育て支援課
乳幼児期の事故防止対策	各種健康診査や出産育児教室を活用し、妊娠中の喫煙や飲酒の影響を注意喚起するとともに、寝かせ始めのうつぶせ寝のリスクや家庭内の事故予防対策の重要性について周知を図ります。	子育て支援課
産後ケアの充実	産後ケア専門家を派遣し、産後間もない母親の育児や家事等のサポートを行い、母親の育児能力の向上や心身の回復等を図ります。また、助産師による授乳相談や指導、産後の回復のための支援を行うとともに、産後ケアの周知の強化と利用しやすいサービスの拡充を検討します。	子育て支援課
不妊・不育への支援	不妊症・不育症の悩み等の相談を受けるほか、「不妊・不育症治療費助成事業」や生殖医療費保険適用外医療費助成制度の周知と活用促進を図ります。	子育て支援課
妊婦等包括支援相談支援（伴走型支援）	妊娠届出時より妊婦や0歳から2歳の低年齢期の子育て当事者に、出産や育児等の見通しを立てるための面談や情報発信を通じて必要な支援や経済的支援につなげます。	子育て支援課
母子に関する相談体制の整備	産婦人科・小児科オンライン相談を導入し、安心して妊娠・出産・子育てができるだけでなく、感染症、婦人科、性に関する相談についても利用可能のため、幅広い世代に利用が広がるように周知します。	子育て支援課
新生児聴覚検査	新生児聴覚検査費用の助成制度を周知し、新生児聴覚検査の受診促進や聴覚障がいの早期発見及び早期療育につなげます。	子育て支援課
産婦健康診査	産婦健康診査費用の助成制度を周知し、産婦健康診査の受診促進や母体の身体的機能の回復や精神状態を把握し、産後うつや新生児虐待の予防を図ります。	子育て支援課

2-2 食育の推進

食育の推進にあたっては、保護者に対しては、各種教室を活用し、食生活に関する学習機会の充実を図り、園児、児童・生徒に対しては、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校と連携し給食等を通じて、地産地消や食文化について学び、食育の推進を図っています。

主要課題

- ・教育機関と関係機関が連携して、食育を推進していく必要があります。
- ・地場産食材の活用や地産地消を推進していく必要があります。
- ・食育に関する情報提供を充実させていく必要があります。

基本方針

- 離乳食教室等の各種教室を通じて、保護者の学習機会の提供を行います。
- 認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校で食育について学ぶことができる機会の提供に努めます。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
食生活に関する学習機会の充実	産前産後の親子教室等で乳幼児の食事について、内容の充実を図り、乳児連れでも参加可能とするなど、より多くの方が参加できる教室の運営に努めます。	子育て支援課
	若い世代や子育て世帯を対象とした健康づくり教室の開催、食文化継承事業の実施、レシピの配布等を通じて、食生活の改善を含めた食育推進事業の充実を図ります。	保険健康課

事業名等	内容	担当課
認定こども園、保育所、幼稚園における食育	四季折々の食材を使用した食育教室等を通して食育の推進を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	認定こども園、保育所では、給食だより、試食会等を通じて、食育を行い、食べ物とこどもの健康に関連する情報を提供します。	子育て支援課
	日々の園給食や行事食等を通じ、和食の良さを取り入れた食育を推進します。	子育て支援課
学校教育における食育	給食や栄養士による教育指導等を通して食育の普及・啓発を図ります。	学校教育課
	学校給食の献立表や保健だよりを通じて、保護者やこどもへ給食の内容や食の大切さ等の情報提供に努めます。	学校教育課
	芦ノ湖のワカサギをはじめとした地場産食材を給食に取り入れることで、地域色豊かな食育や地産地消を推進します。	学校教育課

2-3 思春期保健対策の充実

思春期保健対策の充実にあたっては、学校では学級担任及び養護教諭が中心となり、健全な生活の指導を行っています。

また、スクールカウンセラー等の専門職の配置や教育相談センターの設置により、こどもたちが悩みごとを気軽に相談できる環境の整備を図っています。

主要課題

- ・こどもが気軽に相談できる環境を作るとともに、専門職を加えた相談体制の強化が必要です。

基本方針

- 日々の学校生活での指導や各種講座等を通じて、こどもの心身両面の健康を支援します。
- こどもが気軽に相談できる専門職による相談支援体制を整備します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
健全な生活の指導	若年妊娠の予防やこどもの健康な心身をつくるため、「思春期教室」などの実施や「保健だより」などを活用して、適切な指導を図ります。	子育て支援課 学校教育課
悩みごとの相談体制の充実	こども家庭センターにおいて、相談体制を充実させます。	子育て支援課
	教育相談センターを中心に、こどもたちの悩みごとなどに対して、日ごろから気軽に相談できる環境づくりに努めます。	学校教育課
	スクールソーシャルワーカー等の専門職を配置し、相談体制を充実させます。	学校教育課
母子に関する相談体制の整備【再掲】	産婦人科・小児科オンライン相談を導入し、安心して妊娠・出産・子育てができるだけでなく、感染症、婦人科、性に関する相談についても利用可能のため、幅広い世代に利用が広がるように周知します。	子育て支援課

2-4 小児医療の充実

小児医療の充実にあたっては、町内医療機関への医療機器導入補助等を通じて、町内の一次医療の充実を図るとともに、近隣の医療機関と広域的に連携し、救急医療体制の強化を図っています。

また、かかりつけ医の普及のため、様々な媒体を利用し、かかりつけ医の重要性について周知啓発を図っています。

主要課題

- ・ニーズ調査において、かかりつけ医が「いない」と答えた割合は、未就学児童で25.0%、小学生で18.9%となっており、かかりつけ医の重要性を周知し、普段から受診できるかかりつけ医を見つけることが重要です。

基本方針

- 町内医療機関への医療機器導入補助等を通じて、町内の一次医療を充実します。
- 近隣の自治体と連携し、広域的な救急医療体制を強化します。
- かかりつけ医の重要性について周知啓発を行います。

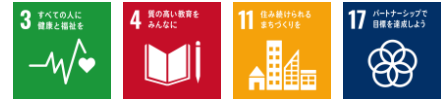
主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
医療体制の整備	町内医療機関への医療機器導入補助等を通じて、町内の一次医療の充実を図ります。	保険健康課
	広域的な連携のもと、救急医療体制の強化を図ります。	保険健康課
かかりつけ医の促進	保健指導や健康相談、保健だより等を活用し、かかりつけ医の重要性について啓発を行い、かかりつけ医の促進を図ります。	保険健康課

基本目標

3

子育て環境の整備



3-1 子育て相談・支援体制の充実

子育て相談・支援体制の充実にあたっては、「こども家庭センター」を子育て支援課内に設置し運営を行っています。

また、幅広い年齢層が相談できる体制の整備、妊産婦・乳幼児訪問指導や育児支援家庭訪問等の訪問指導や不妊症・不育症の相談支援、ひとり親家庭に対する相談支援を行っています。

主要課題

- ・ニーズ調査において、子育てをする上で相談できる人が「いない（ない）」と答えた割合は、未就学児童で18.1%、小学生で13.5%となっており、誰もが子育てについて相談できるような環境を整備していくことが重要です。

基本方針

- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化した「こども家庭センター」を中心に相談支援を行います。
- 訪問指導等を通じて、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
こども家庭センターの運営	妊娠を望んだときから子育て期までの切れ目ない相談・支援を行います。	子育て支援課

事業名等	内容	担当課
相談体制の充実	こどもから大人までの様々な相談を受け付ける「こども家庭センター」の体制充実と周知啓発を行います。周知啓発については、LINEやSNS等新しい媒体を使用し、幅広い年齢層に情報提供を行います。	子育て支援課
妊産婦・乳幼児訪問指導 【再掲】	妊産婦や乳幼児へ適切な時期に訪問指導を行い、妊産婦、乳幼児の健康増進と、子育ての悩みごとへの対応を図ります。	子育て支援課
育児支援家庭訪問の充実	妊産婦訪問や伴走型支援訪問指導等を通じ、妊産婦の健康増進、子育ての悩みごとへの対応等を図ります。	子育て支援課
	育児不安がある方や、ひとり親、外国籍住民の方をはじめ、乳幼児を抱える母親に対して民生委員・児童委員が訪問する「すくすく赤ちゃん訪問」や家庭訪問等を通じて、母親が地域とつながりながら子育てできる環境を支援します。	子育て支援課
	就学前転入児の家庭に保健師と民生委員・児童委員が同行訪問する「ようこそ（転入児）訪問」を実施し、母子保健事業や地域の子育てサービス、防災について情報提供するとともに児童の安全確認を行います。	子育て支援課
妊婦等包括支援相談支援 （伴走型支援） 【再掲】	妊娠届出時より妊婦や0歳から2歳の低年齢期の子育て当事者に、出産や育児等の見通しを立てるための面談や情報発信を通じて必要な支援や経済的支援につなげます。	子育て支援課
不妊・不育の相談	なかなか赤ちゃんを授からない心配や不安についての相談や、治療中でつらい気持ち・悩みなどを保健師が窓口や電話で対応します。	子育て支援課
ひとり親家庭に対する 相談、情報提供	ひとり親家庭が抱える様々な悩みについての相談体制を充実させます。	子育て支援課
	ひとり親家庭への支援サービス、制度についての情報提供を図ります。	子育て支援課

3-2 家庭におけるこどもの養育支援

家庭におけるこどもの養育支援にあたっては、訪問指導や専門職を派遣し育児への助言や相談を行う養育支援訪問を行っています。

また、外国籍住民への子育て支援として、外国語版の書類の作成や、外国語版の母子手帳を活用し支援を行っています。

そのほか、乳幼児健康診査時に乳幼児期の子育ての事故のリスクとなる要因を伝え、指導しています。

主要課題

- ・支援を必要とする妊産婦やこどもを訪問指導等を通じて把握し、適切な支援に導くことができる体制の整備が必要となっています。

基本方針

- 保健師や助産師、心理士等による専門的な相談支援や多種多様な相談に対応できる養育支援体制を整備します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
養育支援訪問事業	保健師や助産師、心理士等の専門職を派遣し、育児に関する助言・相談、育児不安等への対応を図ります。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安を抱える子育て当事者、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、悩みや不安を傾聴し、家事支援や育児代行、母子保健・子育て施策等の情報提供を行い、子育て世帯の支援を行います。	子育て支援課
乳幼児の健康支援	低体重出生児など乳幼児への訪問指導等を通じ、病院と連携し、乳幼児の健やかな発育支援を図ります。	子育て支援課

事業名等	内容	担当課
外国籍住民への子育て支援	外国語版の妊娠届作成や母子健康手帳の副読本の配付を通じて、外国籍住民への子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課
母子手帳電子化の周知・啓発	母親の子育てを支援する電子母子手帳「はこねっこ手帳」の周知を行います。	子育て支援課
乳幼児期の事故防止対策指導	プレママ・パパ教室、乳幼児健康診査時に妊娠中の喫煙や飲酒の影響のほか、うつ伏せ寝による事故、誤飲による事故等日常生活での事故について説明し、安全な環境で子育てすることを指導します。	子育て支援課

3-3 親子や多世代の交流の促進

親子や多世代の交流の促進にあたっては、子育てシェアタウン推進事業をはじめ、子育て支援センターや各種教室やイベントを通じて親子や多世代が参加できる機会の充実を図っています。

そのほか、公園や広場、遊具の設置等、遊び場の確保についても努めています。

主要課題

- ・未就学児童を対象としたニーズ調査において、子育て支援センターや子育てサロンなどを「利用していない」と答えた割合は、51.4%となっており、引き続き子育て支援センターや子育てサロンの利用者数を増加させることが課題です。
- ・ニーズ調査における日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスでは、未就学児童、小学生ともに「子どもを遊ばせる場や機会の提供」がともに半数を超え、最も多くなっており、こどもの遊び場や機会の不足が課題です。
- ・講座や教室、イベントの参加者の減少と指導者や自主的な活動の促進が課題となっています。

基本方針

- 子育てシェアタウン推進事業を中心に子育ての担い手の発掘・育成に努めます。
- 子育て支援センター、子育てサロンの周知や各種イベントを通じて、親子の交流を充実させます。
- 住民のニーズを把握しながら、こどもが安心して遊べる場の充実に努めます。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
子育て支援センター等事業の充実	子育て支援センター及び子育てサロンの周知を図るとともに、利用者のニーズを把握し、同世代の親子が交流できる機会の充実を図ります。	子育て支援課
親子の交流機会の充実	「子育てシェアタウン推進事業」などを通じて、親子や多世代が交流できる機会の充実を図ります。	子育て支援課
	親子が交流できる教室や、事業の講師・指導員の確保に努めるとともに、町民ニーズに応じた事業の充実を図ります。	生涯学習課 学校教育課

事業名等	内容	担当課
こどもの自主的な活動の促進	子ども会、スポーツ少年団等へのこどもの参加を促進するとともに、指導者の確保やニーズに応じた活動内容の充実を図ります。	生涯学習課
公園などこどもの遊び場の整備	地域コミュニティと協働して、地域の実情等に応じた公園の整備や維持管理を進めるとともに、利用者の利便性の向上を図ります。	都市整備課
	公園等の定期的な点検やパトロールを行う中で、修繕等の維持管理を行うとともに、老朽化した遊具等の公園施設を更新し、安心して遊べる公園等の整備を図ります。	都市整備課
	町営住宅の敷地の一部を利用して、こどもの遊び場としての活用を図ります。	福祉課
	社会教育センター等を活用し、こどもたちが活動できる場を確保します。また定期利用団体ほか各種団体等との連携によって、多世代交流につながる事業を展開していきます。	生涯学習課
	こどもたちが活動しやすい環境の充実を図るとともに、活動場所の周知を行います。	生涯学習課
認定こども園、保育所、幼稚園の園庭開放	家庭で育児している親子が気軽に利用できるよう、認定こども園、保育所、幼稚園の園庭開放を進めるとともに、周知を図ります。	子育て支援課 学校教育課
ブックスタートの推進	乳幼児のことばと心を育むために、「絵本」を介した親子のふれあいの大切さを伝える機会の確保を図ります。	生涯学習課
親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。	子育て支援課

3-4 出産・育児の相談、学習機会の充実

出産・育児の相談、学習機会の充実にあたっては、育児プログラムや親子のふれあいプログラムを通じて家庭における育児力の向上を支援しています。

また、広報紙やホームページ等様々な媒体を活用し、家庭に必要な情報を提供しています。

主要課題

- ・ニーズ調査において、子育てをする上で相談できる人が「いない（ない）」と答えた割合は、未就学児童で18.1%、小学生で13.5%となっており、誰もが子育てについて相談できるような環境を整備していくことが重要です。
- ・ニーズ調査において、箱根町で行っている事業の認知度は、小学生ではすべての事業で5割以上の方が認知している状況ですが、未就学児童では半数の方が認知している事業がある一方で、3割に留まる事業もあり、認知度を向上させる情報発信や取組が必要です。

基本方針

- 育児に関する情報提供や、専門家を交えた相談支援体制を充実させます。
- 育児サークルの支援を行うとともに、SNS等による情報提供を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
家庭における育児力の向上に関する支援	こどもへのよりよい関わり方や、親子の愛着形成を支援する取組などを通じて、家庭における育児力の向上を図ります。	子育て支援課

事業名等	内容	担当課
情報提供・相談体制の充実	広報紙、パンフレットの紙媒体や、SNS、ホームページなどの電子媒体など、様々な媒体を活用し、子育て当事者に必要な情報の提供を図ります。	子育て支援課
	保健師、栄養士、社会福祉士等が健康・育児・栄養などの相談を受け、一人ひとりの悩みに沿った相談支援を実施します。	子育て支援課
	教育相談センターにおける情報共有等を通じて、関係機関相互の連携の強化を図ります。	学校教育課
民生委員・児童委員等の活動	民生委員・児童委員として、町内の各種イベントに積極的に参加し、委員活動の周知を図るとともに、研修等を通じて委員の資質向上を図ります。	福祉課
育児サークル等住民の活動の支援	育児サークルや地域の活動の情報提供を行い子育てに関する住民活動を支援します。	子育て支援課

3-5 経済的支援の充実

経済的支援の充実にあたっては、児童手当、小児医療費の助成、就学援助、通学費補助、奨学金制度など各種経済的援助の施策を展開しており、広く住民への制度の周知や利用促進に努めています。

また、小・中学校の給食費や、0歳児から5歳児までの給食費を含めた幼児教育・保育料を無償化しています。

そのほか、不妊症や不育症の治療についても一部助成しています。

主要課題

- ・ニーズ調査における教育・保育にかかる経費では、「負担が大きいと感じるものはない」と答えた割合は、未就学児童で34.7%、小学生で25.7%となっており、経済的支援を継続していく必要があります。

基本方針

- 0歳児から5歳児までの幼児教育・保育料を無償化し、子育て世代の経済的負担を軽減します。
- 小児医療費の助成や通学費補助制度、小・中学校の給食費の無償化等を通じて経済的な支援を行います。
- 医療費の助成や通学費補助制度等の充実した町独自の経済的支援を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
各種手当、医療費の助成等	児童手当、小児医療費の助成など各種経済的援助について、国等の動向を踏まえて充実を図るとともに、制度を住民に周知し、利用促進に努めます。	子育て支援課
通学費補助制度の推進	町立小・中学校へ通学する児童・生徒の通学費の全額及び高等学校等へ通学する生徒の通学費の一部補助、または通学支援金を支給し、負担軽減を図ります。	学校教育課
	奨学金制度により、高等学校や大学等への進学・通学費用を貸与し、修学を支援します。	学校教育課

事業名等	内容	担当課
ベビーバス等のリース	使用期間の短いベビー用品（ベビーバス等）を貸し出します。	子育て支援課
はこねっこ誕生祝金の交付	子育て世帯の経済的負担の軽減及び子育てしやすい環境の整備を図るため、条件に応じて、第2子以降の児童を対象に誕生祝金を支給します。	子育て支援課
幼児教育・保育料の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減等を図るため、0歳児から5歳児までの幼児教育・保育料を無償化し、保護者の負担軽減を図ります。	子育て支援課 学校教育課
給食費の無償化	認定こども園、保育所等では、0歳児から5歳児までの給食費を無償化します。 小・中学校では、給食費を無償化します。	子育て支援課 学校教育課
昼食費の補助	幼稚園では、昼食費を補助します。	学校教育課
子育てのための施設等利用給付の実施	教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業等を利用する際の利用料を助成し、保護者負担の軽減を図ります。	子育て支援課
妊婦健康診査費用の助成	妊婦健康診査の費用の一部を最大14回分補助し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
妊婦歯科健康診査費用の助成	妊娠期間中に口腔の健康状態をチェックするため、歯科健康診査費用の一部を助成します。	子育て支援課
不妊・不育症治療費助成	不妊症や不育症の治療を受けている夫婦に対して、保険適用外となった治療費の一部を助成します。	子育て支援課
新生児聴覚検査【再掲】	新生児聴覚検査費用の助成制度を周知し、新生児聴覚検査の受診促進や聴覚障がい早期発見及び早期療育につなげます。	子育て支援課
産婦健康診査【再掲】	産婦健康診査費用の助成制度を周知し、産婦健康診査の受診促進や母体の身体的機能の回復や精神状態を把握し、産後うつや新生児虐待の予防を図ります。	子育て支援課
妊婦のための支援給付	妊娠届出後に5万円、出産後に妊娠しているこどもの数に応じた給付金（こども一人あたり5万円）を支給します。	子育て支援課

3-6 幼児期の教育・保育・子育て支援の充実

幼児期の教育・保育・子育て支援の充実にあたっては、町内2か所の認定こども園、1か所の保育所、1か所の幼稚園にて、各施設の整備、教育・保育の充実、家庭のニーズに合った支援サービスを提供しています。

主要課題

- ・未就学児童を対象としたニーズ調査における定期的に利用したい教育・保育事業では、「幼児学園（認定こども園）」が45.8%と最も多くなっており、幼児学園（認定こども園）のさらなる充実が求められています。
- ・待機児童ゼロを引き続き達成していくために、乳幼児期の教育・保育事業のさらなる充実が必要です。

基本方針

- 待機児童ゼロを維持するとともに、教育・保育事業のさらなる充実を図ります。
- 住民のニーズに応じた子育てしやすい支援サービスの提供に努めます。
- 認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校等と連携し、切れ目のない乳幼児期の教育・保育・子育て支援を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
認定こども園、保育所、幼稚園の整備	町内の認定こども園、保育所、幼稚園のニーズを把握しながら修繕や改修を行い、利用しやすい環境の整備を推進します。	子育て支援課 学校教育課
教育・保育の充実	こどもにとってより好ましい保育環境を念頭に、保護者のニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
	家庭の事情等を踏まえ、延長保育や一時保育を推進します。	子育て支援課
	休日保育の充実を図るとともに夜間保育施設の支援を図ります。	子育て支援課
	こどもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい教育・保育を行えるよう、研修や講義を充実し保育教諭等の資質向上を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	社会情勢の変化や保護者のニーズに対応できるよう、職員の研修等を実施し資質向上と教育内容の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に向けた検討を行います。	子育て支援課

事業名等	内容	担当課
幼稚園の預かり保育	保護者のニーズを踏まえ、幼稚園の預かり保育の充実に努めます。	学校教育課
認定こども園、保育所、幼稚園における安全の確保	認定こども園、保育所、幼稚園等で園児の安心・安全な保育環境の構築を推進します。	子育て支援課 学校教育課
関係機関の連携	認定こども園、保育所、幼稚園、町その他関係機関が連携し、未就学児童の適切な教育・保育を図ります。	子育て支援課 学校教育課
認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等との連携	こどもの一貫した健康や生活習慣の確立、学習の推進を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、町その他関係機関による連携を強化します。	子育て支援課 学校教育課
病後児保育の整備	病後児（病気の回復期ではあるが、集団保育は困難な児童）の保育の担い手の確保を図るなどサービスの実施に向けて、検討を行います。	子育て支援課
認定こども園、保育所、幼稚園におけるスポーツ機会の充実	スポーツ指導員を町内の認定こども園、保育所、幼稚園に派遣するほか、総合型スポーツクラブと連携を図り、児童の成長と運動する機会を促進します。	生涯学習課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て世帯の送迎などのニーズに対応できるよう体制の確保など実施に向けて検討を行います。	子育て支援課
海外から帰国した児童や外国籍児童等への支援	海外から帰国した児童や外国籍児童等に対して、小・中学校で日本語指導員等による支援を行います。	学校教育課
こども宅食サービス事業	夏期休暇、冬期休暇及び春期休暇中の平日に、昼間就労等の事情でこどもの見守りを必要としている離乳食完了後から中学生のこどもを持つ家庭を対象に、宅食サービスを実施します。	子育て支援課

3-7 放課後児童対策の充実

放課後児童対策の充実にあたっては、放課後児童クラブを各小学校区で開設し、小学校1～6年生を対象に、平日の放課後から18時30分まで、こどもの適切な遊び・生活の場の提供を行っており、配慮が必要な児童にも対応した支援を実施しています。

また、一部地域においては、放課後子ども教室も運営し、放課後児童クラブと連携も図っています。

主要課題

- ・小学生を対象としたニーズ調査における放課後児童クラブの運営についての満足度では、「非常に満足」が31.8%、「ほぼ満足」が50.0%、合計81.8%となっています。「非常に満足」の割合を増加させる等、さらなる満足度の向上が必要です。
- ・全地域で放課後子ども教室の実施ができるよう人材の確保が必要です。

基本方針

- 放課後児童クラブを各小学校区で運営するとともに、運営委託先である事業者と連携を図り、人材の確保及び資質の向上に取り組めます。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を強化し、こどもたちが放課後も安全で安心して生活できる環境を整備します。
- 利用者のニーズを把握し、サービスの向上を図ります。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
放課後児童健全育成事業	就労等の理由で、保護者が昼間家庭にいないこどもを対象に、放課後にこどもの適切な遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブを各小学校区で運営します。	子育て支援課
	利用者のニーズを調査し、活動内容の充実、民間事業者との連携強化、指導者の確保及び資質の向上を図ります。また、配慮が必要な児童にも対応できる体制の構築に努めます。	子育て支援課
	放課後子ども教室との連携を強化し、事業の充実を図ります。	子育て支援課
放課後子ども教室運営事業	児童が放課後を安心・安全に過ごすことのできる居場所を提供し、家庭学習のサポートや様々な体験活動を行うことを目的に、放課後子ども教室を運営します。	生涯学習課
	放課後児童クラブとの連携を強化し、事業の充実を図ります。	生涯学習課

基本目標

4

こどもの健やかな成長に資する 教育環境の整備



4-1 次世代の親の育成

次世代の親の育成にあたっては、町立小・中学校においては認定こども園、保育所、幼稚園との異年齢交流活動や交流学习、ボランティア活動を実施し、乳幼児等とふれあう機会の促進を通じて、子育てや家庭の大切さ、こどもへの愛情、親への感謝を学び、将来の子育てに対して期待や意欲を持てるよう図っています。

主要課題

- ・「箱根町教育方針」に基づき、各園・学校が共通して「箱根教育」に取り組むとともに、各園・学校の特色を生かした教育の取組を推進する必要があります。

基本方針

- 町立小・中学校において道徳教育や異年齢交流活動、ボランティア活動を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
乳幼児等とふれあう機会の促進	町立小・中学校において、認定こども園、保育所、幼稚園との交流学习やボランティア活動を実施します。	学校教育課 (小・中学校)
思春期教室	思春期にある小・中学生に対し、一人ひとりが大切な存在である「命の大切さ」を伝え、心身の健全な成長に資することを目的とし、思春期教室を実施します。	子育て支援課

4-2 学校教育の充実

学校教育の充実にあたっては、箱根ミニマム、外国人講師の派遣を通じて児童・生徒の学力の向上に努めるほか、教職員の研修を通じて資質向上を図っています。

また、いじめや不登校への対応については、学校、家庭、教育相談センター、地域、関係機関と連携を図りながら、児童・生徒の支援に取り組んでいます。

そのほか、心の教育の推進については、町立園・小学校において「箱根ハートフルプログラム」を実践し、こどもたちの心の教育を推進しています。

主要課題

- ・小学生を対象としたニーズ調査の町における子育ての環境や支援への満足度では、「低い」または「やや低い」と答えた割合が37.8%となっており、満足度の向上が課題となっています。
- ・いじめや不登校等のケアや防止のため、専門的な知識・視点を持つ相談員や関係機関と連携を深める必要があります。

基本方針

- 箱根ミニマムや箱根ハートフルプログラム等、特色ある教育を推進します。
- 住民参画や学校公開、ボランティア活動等を通じて、開かれた学校づくりを推進します。
- いじめや不登校等の問題に専門職も交え、関係機関と連携を図りながら相談支援体制を構築します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
生きる力を育む教育の推進	学習の基礎的知識・技能である漢字の書き取り・計算等を習得する「箱根ミニマム」を実践します。	学校教育課
	町立小・中学校に外国人講師（ALT教員）を派遣し、総合的な学習の時間や特別活動等において、国際理解教育を推進します。	学校教育課
	小・中学生の英語力の向上を図るため、英語検定の検定料の補助を行います。	学校教育課

事業名等	内容	担当課
教育の内容・方法の充実	教職員の研修を充実し、教職員の資質の向上を図ります。	学校教育課
開かれた学校づくり	学校運営協議会や学校評議員会等を活用し、住民参画による学校づくりを実践します。	学校教育課 (小・中学校)
	町立園・小・中学校において、学校公開を実施します。	学校教育課 (園・小・中学校)
	地域の方々に様々なかたちで学校ボランティア活動に協力してもらえるよう、働きかけを行います。	学校教育課 (小・中学校)
心の教育の推進	町立園・小・中学校において、こどもたちの発達段階に応じて「自立」と「共生」の力を養う「箱根ハートフルプログラム」を実践します。	学校教育課 (園・小・中学校)
特別支援教育の推進	集団の中での学習が困難な児童・生徒に対し、コミュニケーション指導教室「スマイル」等を通じて、学習支援や心のケアを実施します。	学校教育課 (小・中学校)
いじめ、不登校等への対応	「箱根町いじめ防止基本方針」及び各町立学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、教育相談センター、地域、関係機関等と連携を図りながら、いじめの防止及び対策を行います。	学校教育課 (小・中学校)
	教育相談センターを中心に、学校、家庭、関係機関と連携を図りながら、専門の相談員による不登校の児童・生徒の支援等に取り組みます。	学校教育課

4-3 学校教育環境の充実

学校教育環境の充実にあたっては、学校生活の安全を最優先に考え、学校施設・設備の整備を推進します。また、警察や関係機関、地域と連携して安全対策の強化を図っています。

主要課題

- ・児童・生徒が学習しやすい環境を整備することが重要です。
- ・児童・生徒の安全対策の強化を警察、地域、学校が連携して取り組むことが重要です。

基本方針

- 学校からの要望や施設等点検時の指摘事項を踏まえ、学校施設や教育設備の整備を行います。
- 教育指導方法の多様化に対応するため、必要な教材用備品を購入します。
- 警察や関係機関、地域住民との連携を強化しながら、防犯対策を図ります。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
学校施設・設備の整備	学校からの要望や施設等点検時の指摘事項を踏まえ、学校生活の安全を最優先に考えつつ、学校施設の整備を図ります。	学校教育課
	教育指導方法の多様化に対応するため、必要な教材用備品など、教育設備の整備を図ります。	学校教育課
学校の安全対策の強化	警察、関係機関との連携を強化するとともに、地域住民の参画を得ながら、統一的な危機管理マニュアルを用いて学校における防犯対策の強化を図ります。	学校教育課

4-4 家庭の教育力の向上

家庭の教育力の向上にあたっては、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において、家庭教育の重要性を周知し、教育機関と家庭教育の相互連携を図っています。

また、育児プログラムや家庭教室講座の開催等を通じて、家庭における教育力の向上を図っています。

主要課題

- ・家庭の教育力の向上を図るため、関係機関と連携した取組を推進していくことが重要です。

基本方針

- 講座を開催するなど、学習機会や情報提供を行い、家庭の教育力の向上を図ります。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
学習機会、情報提供	各家庭に「箱根町家庭学習の手引き」を配付する等、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において、家庭教育の重要性を周知するとともに、相互の連携を強化します。	子育て支援課 学校教育課
	学校ごとにホームページを開設する等、様々な媒体や方法を活用し、こどもの教育、養育等に係る情報提供を推進します。	学校教育課
	中学校3年生を対象に「箱根土曜塾」を開講し、高等学校入学試験の受験対策を行うとともに、オンライン学習ソフトを受講生に限らず希望者は利用できるようにし、自宅学習を支援します。	学校教育課
家庭における育児力の向上に関する支援【再掲】	こどもへのよりよい関わり方や、親子の愛着形成を支援する取組などを通じて、家庭における育児力の向上を図ります。	子育て支援課
家庭教育講座の開催	家庭におけるこどもへの接し方、しつけの在り方とはどうあるべきか等について、保護者が学習できる家庭教育講座等の機会の提供や様々な媒体での情報発信を行い、家庭教育力の向上を図ります。	生涯学習課
親子関係形成支援事業【再掲】	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業	子育て支援課

4-5 地域の教育力の向上

地域の教育力の向上にあたっては、児童・生徒と地域住民の相互交流を促進しています。

また、地域で行っているスポーツ活動や様々な体験活動への参加を推進しています。

そのほか、箱根町の自然や文化財、観光資源を活用し、こどもたちの体験活動や交流が行えるよう推進しています。

主要課題

- ・子育てを家庭だけではなく、地域が一体となって支援できるような取組が重要です。

基本方針

- 交流機会やスポーツ活動等を通じて、地域における教育力の向上を図ります。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
地域資源の活用	こどもたちが様々な体験活動や交流などを行えるよう、町の豊かな自然環境や文化財、観光関連も含めた各種施設などの地域の資源を活用した学びの場を展開します。	生涯学習課 学校教育課
地域におけるスポーツ 機会の充実	体育協会等の関係団体と連携し、地域におけるスポーツ機会を充実させるとともに、こどもたちだけでなく幅広い年齢層に地域のスポーツ活動への参加を促進します。	生涯学習課
地域におけるその他活動 の促進	地域住民の協力のもと担い手の確保に努めつつ、こどもたちの様々な体験活動などを促進します。	生涯学習課 学校教育課
	青少年指導員等との連携を図り、様々な活動を通じて地域の青少年の非行防止・健全育成に取り組めます。	生涯学習課

4-6 健全育成の環境づくり

健全育成の環境づくりにあたっては、青少年関係団体をはじめとした各団体とともに健全育成活動を推進しています。また、街頭パトロールによる有害環境の改善を図っています。

そのほか、町立小・中学校での望ましいスマートフォン等モバイル端末の使い方の指導や、小田原市消費生活センターと連携しながら消費生活教育を行い、こどもたちの健全な生活を構築しています。

主要課題

- ・子ども会育成団体連絡協議会の担い手が減少しているため、新たな役員等の担い手を育成する必要があります。
- ・スマートフォン等モバイル端末やアプリケーションの取り扱いへの対応が求められています。

基本方針

- スマートフォン等モバイル端末の使い方やリスクについての指導や消費生活相談を行い、こどもたちがトラブルに巻き込まれないように努めます。
- パトロール活動や子ども110番の家等の取組を通じて、地域住民や事業所、関係機関が連携して健全な生活を送れるように努めます。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
健全育成活動の推進	青少年関係団体、社会教育関係団体等の活動を促進します。	生涯学習課
有害環境の改善	子ども110番の家や街頭パトロールなどの運動、地域の商店や事業所等の協力を仰ぎ、地域の有害環境の改善を図ります。	生涯学習課
スマートフォン等モバイル端末の使い方の指導	町立小・中学校においてスマートフォン等の正しい使い方について、関係機関等の協力により情報モラル教育を実施します。	学校教育課 (小・中学校)
消費生活に関する啓発 及び相談窓口の開設	こどもの消費者トラブルを防ぐため、小田原市消費生活センターと連携しながら、保護者をはじめ、消費生活に関する住民の知識と関心を高め、消費生活教育の充実を図ります。	町民課

基本目標

5

支援が必要なこども・若者への
対応などきめ細かな取組の推進

5-1 児童虐待防止対策の推進

児童虐待防止対策の推進にあたっては、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において、保護者への虐待防止の周知、基本的人権の尊重などについて意識啓発を図っています。

また、家庭への支援として、養育支援や訪問支援を通じて状況を把握するとともに、支援を行っています。

そのほか、代表者会議・実務者会議・ケース検討会議の開催や実務者会議における研修等の実施により、広域的な連携を取りながら児童虐待の防止を図っています。

主要課題

- ・ニーズ調査において、ストレスを感じたときにとる行動で「子どもの心を傷つける言葉を書いたり、拒否的な態度をとってしまうこと」が未就学児童で29.5%、小学生で29.6%となっており、そのようなときに誰かに相談「していない」と答えた割合は、未就学児童で54.2%、小学生で57.1%となっています。相談事業の周知も含めた児童虐待に対する対策が課題です。

基本方針

- こどもや保護者に対して、命や人権、虐待防止に関する学習機会の提供や周知啓発を行います。
- 関係機関や専門家等と連携し、支援が必要なこどもや家庭への支援を充実させます。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
こどもの命、人権に対する意識の向上	認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において、保護者への虐待防止の周知、人権意識の啓発等を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	子育てや家庭教育に係る学習機会や園・学校・保護者を対象とした講座を活用し、人権意識に関する講義を行うとともに、研修会等の情報提供を行い、人権意識の啓発を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
	人権擁護委員と連携し、住民全体の人権意識の高揚を図ります。	福祉課

事業名等	内容	担当課
養育支援訪問【再掲】	保健師や助産師、心理士等の専門職を派遣し、育児に関する助言・相談、育児不安等への対応を図ります。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業【再掲】	家事・子育て等に対して不安を抱える子育て当事者、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、悩みや不安を傾聴し、家事支援や育児代行、母子保健・子育て施策等の情報提供を行い、子育て世帯の支援を行います。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会	代表者会議・実務者会議・ケース検討会議の開催や実務者会議における研修等の実施により、広域的な連携を図りながら児童虐待の防止を図ります。	子育て支援課
こども宅食サービス事業【再掲】	夏期休暇、冬期休暇及び春期休暇中の平日に、昼間就労等の事情でこどもの見守りを必要としている離乳食完了後から中学生のこどもを持つ家庭を対象に、宅食サービスを実施します。	子育て支援課
産後ケアの充実【再掲】	産後ケア専門家を派遣し、産後間もない母親の育児や家事等のサポートを行い、母親の育児能力の向上や心身の回復等を図ります。また、助産師による授乳相談や指導、産後の回復のための支援を行うとともに、産後ケアの周知の強化と利用しやすいサービスの拡充を検討します。	子育て支援課
こども家庭センターの運営【再掲】	妊娠を望んだときから子育て期までの切れ目ない相談・支援を行います。	子育て支援課
児童虐待防止の意識の向上	こどもを虐待から守るために、広報等により啓発を図るとともに、こども・子育てに関係する機関へポスター等を掲示し、児童虐待に対する理解を深めます。	子育て支援課

5-2 ひとり親家庭の支援の充実【自立促進計画】

ひとり親家庭の支援の充実にあたっては、民生委員・児童委員の日常的な活動の中で、ひとり親家庭の実態を把握し、必要に応じて生活支援サービスや就業支援、教育・保育施設、放課後児童クラブの入所等の選考の優遇措置を行っているほか、ひとり親家庭に対する相談対応、情報提供に努めています。

主要課題

- ・ひとり親家庭の状況を把握し、関係機関と連携して情報提供等を行いながら、就労支援等の適切な支援につなげることが重要です。

基本方針

- 関係機関と連携し、ひとり親家庭の把握、相談、情報提供、支援とつなげ、切れ目のない支援の提供を目指します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
ひとり親家庭に対する支援事業	民生委員・児童委員の日常の活動の中でひとり親家庭の実態把握を図ります。	福祉課
	ひとり親家庭への生活支援サービスの周知を図ります。	子育て支援課
	公共職業安定所等の事業や研修を紹介し、ひとり親の就業支援を図ります。	子育て支援課
	教育・保育施設、放課後児童クラブの入所等の選考において、優遇措置を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭に対する相談、情報提供【再掲】	ひとり親家庭が抱える様々な悩みについての相談体制を充実させます。	子育て支援課
	ひとり親家庭への支援サービス、制度についての情報提供を図ります。	子育て支援課

5-3 障がい児等の発達支援の充実

障がい児等の発達支援の充実にあたっては、新生児訪問や乳幼児健康診査などを通じて、障がいの予防及び早期発見・対応に努めています。

また、認定こども園、保育所、幼稚園において、障がい児、発達支援を要するこどもの交流を進めるとともに、必要とする支援を実施しています。

主要課題

- ・新生児訪問や乳幼児健康診査の機会を活用し、関係機関と連携した早期発見と対応ができる体制整備が求められています。

基本方針

- 早期発見から早期療育や早期支援につなげ、障がい児、発達支援を要するこどもに対する支援を充実させます。
- 専門家と連携し多様な障がいへの対応が可能な相談支援体制の構築を図ります。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
障がいの予防、早期発見・対応	関係機関との連携のもと、新生児訪問や乳幼児健康診査などを通じて、障がいの予防及び早期発見・対応を図ります。	子育て支援課
	「地域訓練会（なでしこ教室）」、「言語訓練会（ことばの教室）」の周知を行い、参加を促進するとともに、障がい児、発達支援を要するこどもの療育を充実させます。	福祉課
障がい児保育・教育の充実	認定こども園、保育所、幼稚園において、障がい児、発達支援を要するこどもの交流を進めるとともに、必要とする支援の実施を図ります。	子育て支援課 学校教育課
発達障がい等多様な障がいへの対応	保健事業や認定こども園、保育所、幼稚園を通じ発達障がい等の早期発見・対応に努めるとともに、専門家を派遣し、こどもの状況に応じた必要な支援を図ります。	子育て支援課 学校教育課
臨床発達心理士による園等への巡回相談	臨床発達心理士による巡回相談を認定こども園、保育所、幼稚園で実施するとともに、こどもの発達に関する支援を行います。	子育て支援課 学校教育課
乳幼児健康診査の実施	育てにくさを感じる保護者を対象とした相談を行うことにより、保護者の気づきを促すとともに早期発見・早期療育につなげます。	子育て支援課

5-4 その他保護を必要とするこども、困難を抱える若者への対策の充実 【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく施策】

その他保護を必要とするこども、困難を抱える若者への対策の充実にあたっては、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒に対しては、就学に必要な費用の支援を行っています。

また、幼児教育や保育料の無償化、給食費の無償化等、保護者の負担を軽減する支援を行っています。

そのほか、困難を抱えるこども・若者の支援については、県の取組と連携して行うとともに、相談窓口の設置や居場所づくり等を検討します。

主要課題

- ・困難を抱える家庭に対する経済的支援や相談体制の強化、見守り等の様々な視点からの支援が必要です。

基本方針

- 生活困窮、養育困難の家庭に対する経済的な支援や見守り支援等を通じて、こどもの貧困解消を推進します。
- 困難を抱えるこども・若者への相談支援体制の構築、県が行っている施策の情報提供を行い、県と連携した支援を検討します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
教育費及び教育に関する支援	経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対し、学用品費、修学旅行費等、就学に必要な費用を援助します。	学校教育課
	町立小・中学校へ通学する児童・生徒の通学費の全額及び高等学校等へ通学する生徒の通学費の一部補助、または通学支援金を支給し、負担軽減を図ります。【再掲】	学校教育課
	奨学金制度により、高等学校や大学等への進学・通学費用を貸与し、修学を支援します。【再掲】	学校教育課
	中学校3年生を対象に「箱根土曜塾」を開講し、高等学校入学試験の受験対策を行うとともに、オンライン学習ソフトを受講生に限らず希望者は利用できるようにし、自宅学習を支援します。【再掲】	学校教育課

事業名等	内容	担当課
放課後児童健全育成事業 保護者負担金の軽減	要保護世帯、準要保護世帯を対象に、利用料について負担軽減を図ります。	子育て支援課
こども宅食サービス事業 【再掲】	夏期休暇、冬期休暇及び春期休暇中の平日に、昼間就労等の事情でこどもの見守りを必要としている離乳食完了後から中学生のこどもを持つ家庭を対象に、宅食サービスを実施します。	子育て支援課
幼児教育・保育料の無償化 【再掲】	子育て世帯の経済的負担の軽減等を図るため、0歳児から5歳児までの幼児教育・保育料を無償化します。	子育て支援課 学校教育課
給食費の無償化【再掲】	認定こども園、保育所等では、0歳児から5歳児までの給食費を無償化します。 小・中学校では、給食費を無償化します。	子育て支援課 学校教育課
昼食費の補助【再掲】	幼稚園では、昼食費を補助します。	学校教育課
ひとり親家庭に対する 支援事業【再掲】	民生委員・児童委員の日常の活動の中でひとり親家庭の実態把握を図ります。	福祉課
	ひとり親家庭への生活支援サービスの周知を図ります。	子育て支援課
	公共職業安定所等の事業や研修を紹介し、ひとり親の就業支援を図ります。	子育て支援課
	教育・保育施設、放課後児童クラブの入所等の選考において、優遇措置を行います。	子育て支援課
困難を抱えるこども・ 若者、家庭への支援の充実	県のかながわ子ども・若者総合相談センターや神奈川県西部青少年サポート相談室と連携し相談体制の整備を検討します。また、ホームページ等を通じて、ひきこもりやヤングケアラー当事者、中途退学者の居場所や相談支援の情報提供を行います。	子育て支援課 生涯学習課 学校教育課

基本目標

6

生活環境の整備と安全の確保



6-1 子育てしやすい住環境づくり

子育てしやすい住環境づくりにあたっては、町内に居住するための住宅を新築、購入、増改築等する場合の各種補助制度について、周知や利用の促進を図っています。

主要課題

- ・定住対策、少子化対策に向けては、子育て世代が子育てしやすい住環境を整備していくことが必要です。

基本方針

- 子育て世帯が暮らしやすい住宅及び住宅の新築・増改築等の支援を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
子育て世帯向けの住宅の供給	子育て世帯をはじめとした住民の安心・安全に配慮した町営住宅の整備に努めます。	福祉課
居住環境の向上	総合的・計画的なまちづくり施策や開発事業、景観事業とも連携を図りながら、少子化にも対応した住環境の整備を図ります。	都市整備課
住宅新築等の支援	人口の定着及び労働力の確保を図るために、町内に居住するための住宅を新築、購入等する場合の補助金制度の周知を図ります。	企画課

6-2 安全な道路環境の整備

安全な道路環境の整備にあたっては、地域の要望を把握し、住民が安心・安全に道路を利用できるよう、計画的に道路や歩道の整備を行っています。国・県道については、国・県に要望を伝え、事業促進のため支援協力しています。

また、都市整備計画等を踏まえながら、交通安全施設の整備を図っています。

主要課題

- ・ニーズ調査の子育てを行っていて困ることでは、「子どもが安全に通れる道路が少ない」が未就学児童で47.2%、小学生で45.9%と最も多くなっており、安全な道路環境の整備が課題となっています。

基本方針

- 国や県、地権者と協力しながら、道路・歩道環境を整備します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
道路・歩道等の整備	地権者と地域住民の理解と協力を得ながら、計画的に安心・安全な道路・歩道の整備を図ります。	都市整備課
	既存駐車場の有効活用を図るとともに、民間の協力のもと、駐車場の確保を図ります。	都市整備課
	国・県道については、事業促進のための支援協力を行います。	都市整備課
交通安全施設の整備	地域の要望や都市整備計画等を踏まえながら、安心・安全な道路、交通安全施設の整備を図ります。	町民課 都市整備課

6-3 子育てにやさしい町の環境の整備

子育てにやさしい町の環境の整備にあたっては「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共施設・公共交通機関等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めています。段差の解消や授乳室の設置、公衆トイレへのベビーチェア設置など、子育て世帯の利用に配慮した整備の充実と情報提供に努めています。

主要課題

- ・公共施設の改修に合わせて、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。

基本方針

- 公共施設に授乳室やベビーチェアを設置する等、子育て世代が利用しやすい環境を整備します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
公共施設・公共交通機関等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化	公共施設等における段差の解消や授乳室等の設置など、子育て世帯が利用しやすい施設・設備の整備に努めます。	関係各課
	公共施設や公衆トイレ等にベビーチェアを設置する等、子育て世代が利用しやすい環境を整備します。	関係各課
	バス、電車及び駅舎など公共交通の移動円滑化を促進するため、交通事業者への改善要望や必要に応じた支援協力を行います。	都市整備課
バリアフリー施設、ユニバーサルデザイン施設の情報提供	子育て世帯の利用に配慮した施設・設備の整備情報を町内・外に広く発信し、子育て環境の向上につなげます。	子育て支援課

6-4 交通安全活動の推進

交通安全活動の推進にあたっては、県と連携し、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において交通安全教育を実施しています。また、啓発パンフレットを配布する等、年代に応じた交通安全教育を推進しています。

そのほか、警察や関係機関等による交通安全運動を促進しています。

主要課題

- ・ニーズ調査の子育てを行っていて困ることでは、「子どもが安全に通れる道路が少ない」が未就学児童で47.2%、小学生で45.9%と最も多くなっており、様々な視点からの交通安全の推進が必要です。

基本方針

- 県や国、学校等と連携しながら、こどもたちへの交通安全教育を推進します。
- 警察や関係機関と連携しながら交通安全環境を整備します。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
交通安全教育	認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校におけるこどもたちへの交通安全教育を関係団体と連携して推進します。	子育て支援課 町民課 学校教育課
	様々な機会を活用しながら、啓発パンフレットを配布する等、年代等に応じた交通安全教育を推進します。	町民課
	交通安全にかかる指導者の確保に努めます。	町民課
	警察や関係機関等と連携を深め、交通安全運動を促進します。	町民課
	認定こども園、保育所、幼稚園では、園外活動を通し、安全な歩行の仕方を指導します。	子育て支援課 学校教育課

6-5 防犯活動の推進

防犯活動の推進にあたっては、警察や関係機関と連携し、防犯活動への住民の参画を促進し、地域の防犯体制・活動の促進に努めています。

また、不審者情報や、県や警察の情報提供を受けた際には、住民に対して迅速に情報提供を行い、通学路の安全確保を図っています。

主要課題

- ・小学生を対象としたニーズ調査において、こどもが事故や犯罪の被害に遭いそうになったことが「ある」と答えた割合は6.8%となっており、地域で連携した防犯対策の推進が求められています。

基本方針

- 警察や関係機関、地域と連携し、パトロール等の防犯活動を行います。

主要事業の内容

事業名等	内容	担当課
防犯体制・活動の促進	警察をはじめとする関係機関との連携を図り、防犯活動への住民の参画を促進することで、地域住民が主体となる防犯体制の強化を図ります。	町民課
防犯に関する情報提供等	警察の情報等を有効に活用し、関係機関との連携強化を図ることにより、住民に対し迅速な情報提供に努め、防犯活動を推進します。	町民課
	不審者の出現などの情報について、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校等において共有するとともに、こども、保護者への周知を図ります。	子育て支援課 学校教育課
	学校、保護者、道路管理者、警察等が連携して通学路を定期的に点検し、通学路の安全確保を図ります。	都市整備課 町民課 学校教育課